

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年8月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100009号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100008号

第1 結論

昭和51年*月の請求期間、昭和59年10月から平成元年1月までの請求期間及び同年5月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年*月
② 昭和59年10月から平成元年1月まで
③ 平成元年5月から同年8月まで

私は、昭和51年*月に20歳になり、国民年金保険料の納付書が届いたので、1か月だけ保険料を納付した。その後、しばらく保険料を納付しなかったが、昭和59年頃、大きめの地震を経験して将来が不安になり、改めて同年10月から保険料を納付するようになり、平成元年9月に国民年金の第3号被保険者になる前の同年8月まで保険料を納付した。しかし、国の記録では、請求期間①、②及び③に係る保険料が未納とされているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成元年9月8日にA社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の一つであることが確認でき、オンライン記録により、請求者の請求期間①に係る被保険者資格取得日及び請求期間③の終期に係る種別変更の事務処理が平成元年12月26日に行われたことが確認できることから、請求者は、昭和51年*月*日付けの国民年金の加入に係る事務処理が行われた日(平成元年12月26日)頃まで国民年金に未加入であったと推認される上、当該事務処理が行われた時点において、請求期間①及び②のうち昭和59年10月から昭和62年10月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求期間②のうち昭和62年11月から平成元年1月までの期間及び請求期間③の国民年金保険料については、上記の加入手続処理が行われた時点で納付することは可能であるが、請求者は遡って保険料を納付した記憶はないと陳述している上、請求者に係る国民年金被保険

者名簿において、請求期間②及び③の保険料は未納とされている。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①、②及び③について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100004号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年8月9日から平成6年4月1日まで

昭和62年当時、月刊誌「B」に掲載された求人を見て、C国保完備という条件のもと、面接を受け、正職員としてA事業所に採用された。同事業所の事業主は、D市にE事業所を開設しており、A事業所のF職は、私を含め3名で、その他の職種を含めると5、6名いたと記憶している。給与明細書は手書きのもので、厚生年金保険料が毎月控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

G国民健康保険組合の回答により、請求者が勤務していたと陳述するA事業所は、昭和59年11月15日に開設されたこと(開設時の名称はH事業所)及び請求者が記憶する事業主が同事業所の最初の開設者であったことが推認できるところ、昭和62年5月号(昭和62年4月発行)の「B」において、上記事業主がD市に開設していたE事業所の名前で求人を出していたことが確認できる。

しかしながら、上記求人及びその後平成2年1月号までの「B」に掲載されたE事業所及びA事業所に係る求人に関する記載はない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムによる調査を行ったものの、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、上記事業主及びA事業所の開設者として上記事業主の後に氏名が確認できる複数の者は、請求者を記憶していない上、請求期間に係る人事記録、賃金台帳等を保管していないことから、請求者のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

さらに、上記の開設者のうち1名は、A事業所の経営、人事、給与等について、外部コンサルティング会社が行っていたと回答していることから、同社の元事業主に照会したところ、元

事業主は、個人経営であった同事業所は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、職員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨陳述している。

加えて、請求者は、同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者からA事業所における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。